

令和元年8月5日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年8月5日(月)
13時55分～15時20分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 15号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第 16号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件
議案第 17号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請
について 1件
- 4 協議事項 農地パトロール(利用状況調査)による非農地通知について
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 18名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
4番 古村 正夫	14番 大谷 文男
5番 山崎 和英	15番 西尾 信秋
6番 田悟 敏子	17番 水上 俊秀
8番 和田 俊信	18番 杉森 清弘
9番 青島 由弘	19番 吉江 秀一
10番 高藤 孝一	20番 前田 真一郎

欠席委員 7番 中村 重樹 16番 島倉 博

令和元年8月5日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。天気も良いですし、本来なら仕事もはかどるのかと思う所ですが、ここまで暑いと体が追いつかないというところでもあります。先月の研修旅行は皆さんご出席いただきありがとうございます。2日間、大変有意義な時間を過ごせたと思います。3年に1度ですので、経費もかかったかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会8月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は中村委員さん、島倉委員さんです。本日の議事録署名委員を指名いたします。15番の西尾委員さん、17番の水上委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第15号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第16号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計5件</p> <p>○議案第17号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」 計1件</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号5番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は13筆で、合計面積は12,132㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については1ページから6ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>

会長	それでは、受付番号5番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	ご苦労様です。調査報告をさせていただきます。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さんです。〇〇にお話を伺ってきました。合計面積は 12,132㎡です。〇〇さんは〇〇に家を建てられて、以前から母親とは別居されております。〇〇の方に母親がお1人で住まいです。今回、〇〇さんが〇〇地区から退去されるということで、地区の方でこちらの田を引き受けてくれる方がいないかと、農協に相談されました。元々、〇〇は〇〇の田んぼをほとんど受けています。〇〇では自分で耕作をしている農家が3軒、〇〇さんが離された田を1件、来年の春から〇〇が受けるということで話を聞いています。あとは〇〇で農家レストランを運営されていて、桃を作っておられる〇〇さんという方が2件ほどされているそうです。土改が来年の秋頃から始まるということで、土改以降はすべて〇〇が受けるということで話しがなっているそうです。そういう事もあり、農協の方から借り受けてもらえないかとお話をされても、地区の方で買う人がおられなかったということで、土改が始まるタイミングで〇〇さんの方から〇〇にお話があったということです。話があったのは6月の11日、17日に2度の会合をして、理事会、役員会、臨時総会を経て、購入するということになりました。土改をすると、法令により約20年間、譲渡等の変更は一切できないということもありますが、〇〇さんは土改の理事をされており、充分把握しておられて、今後〇〇の田んぼをやっていくという覚悟を決めて購入されました。よろしくお願い致します。
会長	ありがとうございます。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
〇〇委員	買われる方は、法人ということで買われるのですね。
〇〇委員	法人で購入するということです。個人ではなく、営農組合として購入されます。
〇〇委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第15号については「承

	認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第15号については「承認」といたします。続いて、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第16号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページと3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号15番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの計5名です。7筆の合計面積が22,134㎡で、砂利採取のための一時転用を行おうとするものです。位置図については、7ページから10ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号15番の調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	ご苦労様です。譲渡人は〇〇さん、外4名、譲受人が〇〇の〇〇さんです。合計面積は22,134㎡の7筆です。現地を確認してきましたところ、住宅には影響のない所で、場所は〇〇さんの方から〇〇に向かって行き、〇〇を右に曲がった所です。近隣の方の同意も出ています。土改の理事、生産組合長、営農組合、区長さんの同意書も出ております。よろしく申し上げます。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について何かご質問等はございませんか。
〇〇委員	現在は何を作付されていますか。
〇〇委員	水稻を耕作されています。同意書は全部出ております。
会長	以上で無いようですので、次に受付番号16番について、事務局より

	説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号16番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。2筆の合計面積が6,032㎡、砂利採取のための一時転用を行おうとするものです。位置図については、11ページから15ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。位置図11ページをご覧ください。紫の所が、前回許可済みの案件でして、今回はその下の2筆について申請があったものです。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇さんより受付番号16番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	<p>お疲れ様です。〇〇の〇〇です。まず、位置図の11ページをご覧ください。譲受人が〇〇、譲渡人が〇〇の〇〇さんです。位置図の紫の所は、昨年の12月の総会案件です。今回は、その下の2筆の田んぼです。再度確認をしてきましたところ、やはり砂利が多く、改良をしたいということで、申請をした所でそのまま継続をしてほしいということでした。前回申請の所と、今回の所との間に農道が1本走っています。出入り口を確認したところ、位置図の14ページの所の右側に仮設道路とあります。要は、農道に鉄板を敷いて出入をするということでした。〇〇さんの方で、農道の利用ということで、申請済みであることも確認して参りました。関連の地元の営農組合、自治会長、土改の同意も得ております。よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	ありがとうございます。それでは、ただいまの件についてご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号17番と18番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号17番は、議案書3ページをご覧ください。賃貸借権の設定ということで、賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。田2筆の合計面積が1,976㎡、資材置場敷地として一時転用を行おうとするものです。位置図については、16ページから19ページをご覧ください。</p>

	<p>受付番号18番は、こちらも賃貸借権の設定ということで、賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん外1名の計4名となっております。田4筆の合計面積が3,230㎡、資材置場敷地として一時転用を行おうとするものです。位置図については、20ページから23ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇さんより受付番号17番と18番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>譲受人は〇〇さんです。いずれも東海北陸道の4車線化工事に伴う、〇〇及び〇〇の橋脚の工事に係る資材置場ということで、一時転用です。両方とも〇〇が借りている田んぼが絡んでいますので、直接〇〇の方から前もってお話を聞くことができました。位置図の19ページをご覧ください。カラー写真があります。こちらに隣接する田んぼを〇〇が耕作しているので、お話がありました。工事をする時に、一番近い〇〇さんの田んぼを貸してほしいということで、表土を剥がしてブルーシートを張って、砂利を敷いて資材置場にするということです。建設現場から近くて利便性が非常に高いということです。それと同じく位置図の23ページをご覧ください。〇〇の橋脚に係る部分です。ここの赤い所も、〇〇で耕作させていただいている田んぼです。こちらも建設現場の横ということで、利便性が良いということです。このa部という所、この部分に仮設の事務所が建つと聞いております。出入り口も農道側にあるということで、隣接している田んぼも〇〇で耕作しております、公共工事ですので承諾しております。用排水についても現状のままということで、問題ないと思っております。こちらも資材置場で、大型車両の回転スペース及び表土置場、鉄筋鉄骨、型枠等置場と聞いております。土改の許可、〇〇区長の承諾も出ております。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号19番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号19番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲</p>

	<p>渡人が〇〇さんです。田で2筆の合計面積が 941 m²、資材置場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、24 ページから 26 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇さんより受付番号 19 番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>位置図の 24 ページをご覧ください。〇〇と書いてあります。こちらへ行って参りましたが、誰もおられなかったので、行政書士さんにお話を聞いてきました。〇〇さんは元々〇〇の方で、こちらの宅地と隣接する田んぼは、元々の所有者の方が亡くなられて、売りに出されていたそうです。そこへ〇〇さんが入居されました。田んぼについては、〇〇さんとなっていますが、〇〇さんの次男さんです。〇〇さんの現住所は〇〇になっています。したがって、〇〇が耕作をされています。〇〇さんは事業を拡大して、従業員が 4 名おられ、〇〇に会社の事務所があり、こちらは自宅兼作業所となっております。こちらが手狭になってきた為に、〇〇さんをお願いをされたそうです。497 は 1 枚の田んぼでしたが、その隣の 496 の大きい田んぼは分筆をして、赤い所だけを購入されます。そちらに資材搬入路とか駐車スペース、資材置場を作りたいということです。ただし、496 については吸水口が赤く塗った部分にありましたので、それは新たにパイプを引いて支障が無いようにするとのことでした。排水については赤い部分の下に大きい用水がありますのでそこに流す部分と、〇〇さんの宅地の周りにも排水があるので、そちらにも流すということで、特に問題はありませぬ。隣接する田んぼも〇〇さんですので、転用もやむなしということで、協議の程よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>ただいまの件についてご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>この 26 ページに描いてあるのが〇〇の事務所ですか。</p>
〇〇委員	<p>26 ページのこちらは自宅です。〇〇に事務所があります。元々、個人でやっておられましたが、28 年に法人化して、〇〇に事務所を構えたそうです。〇〇で主な事業をされているそうです。板金、建築、廃材</p>

	<p>の回収等いろいろと手がけておられて、リフォームでも何でもできる方らしいです。仕事場と自宅部分をきっちり分けたいそうです。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、「異議なし」として議案第16号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第16号については「承認」といたします。続いて、議案第17号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号の「農地法の許可に対する事業計画変更承認について」ご説明いたします。4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号2番は、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号16番と関連するものです。位置図については、27ページから30ページをご覧ください。譲受人の〇〇が砂利採取のための一時転用を行うため、6筆の合計面積16,563㎡について平成30年12月26日に許可を得ていますが、採取地として議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号16番の2筆6,032㎡を追加し、6筆から8筆に変更となり、合計22,595㎡に事業計画を変更するものです。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号2番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>先ほど報告させていただきました16番と関連するものです。位置図の27ページをご覧ください。紫の所が昨年承認されて、許可されました16,563㎡です。今回の6,032㎡を追加して、合計22,595㎡への事業計画の変更となります。この件に関して、〇〇の〇〇さんに確認して参りました。以前、〇〇地内の交通の問題や、いろいろ交通の要望を出したこともあり、〇〇さんには、再度、大型車両の通行に気を付けてほしいということと、路肩や周辺環境にも注意してほしいということをお話して参りました、自治会長、生産組合長、隣接の耕作者や、地元の営農組合、土改の同意も得ておりますので、よろしく申し上げます、以上です。</p>

会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第17号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第17号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。続いて、協議事項「農地パトロール（利用状況調査）による非農地通知について」事務局より説明していただきます。
事務局次長	<p>それでは、議案書5ページの協議事項、農地パトロール（利用状況調査）による非農地通知についてです。前回までの協議では、特に非農地通知に関して、皆さんに訪問をして説明をしていただくとか、座談会等で周知を徹底していこうというようなお話を、委員さんの面談等の活動がしやすくなるように、チラシの配布など、周知をするための環境を整えますというようなお話をしていました。あとは、周知の詳細な方法やスケジュールについて次回協議をしていくといったことでした。本日は、一通り説明をさせていただき、ご意見をいただきたいと思います。まずは5ページの非農地通知までの流れについて、チラシの配布とあります。別紙2でチラシの内容を確認していただきたいと思います。農地パトロール（利用状況調査）について記載しております。地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握を目的として実施しているといったことや、調査方法を記載しています。本日のポイントですが、「再生可能」な場合と「再生困難」な場合について記載しております。「再生可能」な場合、農地パトロール（利用状況調査）の結果を元に、「再生可能」な農地と判断された土地所有者に対して、「利用意向調査」を行います。「自ら耕作する」「誰かに耕作を依頼する」など、土地所有者の意向を踏まえて農地の利用促進につなげていきます。再生可能な場合は本人の意向も踏まえますが、農業委員会として、耕作放棄地にならないように、今後の耕作に繋がるように取り組んでいくということが伝わるような文章にしております。次に「再生困難」な場合について、再生困難と確認された土地所有者に対して、農地の地番等を確認していただく文書、依頼文を送付します。依頼文の送付後、記載の内容に意義があった場合</p>

は、個別に再調査をします。異議が無い場合は、非農地と判断して「非農地通知書」と「登記申請書」をお渡ししますので、富山地方法務局砺波支局にて登記地目の変更をお願いします。「再生困難」な農地については、放置しておくのではなく、所有者に知らせて対策をしていくことが伝わるように記載しております。また、記載の内容に異議があった場合というのは、地権者さん本人は耕作するつもりだったとか、地番が違うということがあるのではないかと想定をしております。このチラシをもとに集落座談会等において、農業委員さんにも説明していただきたいと思っておりますので、ご確認をお願いします。次に、議案書5ページに戻っていただき、チラシの配布は、生産組合ごとに仕分けをして、夏期集落座談会までに、JAいなば各支店に事務局から渡します。座談会で、このチラシをもとに農業委員さんから説明をしていただいて、生産組合長さんから集落へ配布していただこうと考えております。その他、周知の方法として、広報おやべ9月号に掲載、ケーブルテレビにて9月5日から19日までの放送を予定しております。次に、農業委員会自体の手続きや動きについて、提案させていただきます。②農業委員会から土地所有者へ9月4日に確認の文書を郵送します。送付対象は、平成29年に実施した利用状況調査において、再生困難な農地と判断された土地所有者45件分です。異議がある場合の期限は9月25日までとして送付をしたいと思っております。次に、③お知らせ文送付後の土地所有者への対応についてです。異議等があった場合は、事務局で個別に対応をします。異議が無い場合は、事務局で取りまとめて、委員の皆さんが訪問するための資料を作成し、10月総会にて各委員さんに依頼をしたいと考えております。訪問の日程については、総会後の10月8日から25日までの日程を設定しています。④農業委員会から事務局への報告は、10月25日までに事務局へ「訪問記録簿」を提出していただき、それを事務局で取りまとめて、11月総会で報告させていただきたいということ、⑥関係機関への通知は、非農地通知の一覧表を関係機関の方へ周知をしていきたいと思っております。この流れは別紙1をご覧ください。一連の流れについて記載してあります。①JAへのチラシの配布を夏期座談会に向けて実施する期間を設けたこと、②確認依頼文の郵送、③委員さんによる訪問、④訪問記録簿の提出、⑤総会での報告、⑥関係機関への周知、という流れについての記載をしてあります。③の訪問期間がこの期間で良いかどうかを、皆さんに確認していただきたいと思っております。本日確認していただきたいのは、別紙2のチラシの内容と、別紙1の流れについてです。説明は以上です。

会長	ありがとうございます。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
〇〇委員	この後、また農地パトロールがありますよね。
次長	10月のパトロールについては、会長と事務局の方で話し合いましたが、今回は実施せず、訪問等は初めての試みとなりますので、こちらの方に集中していただきたいと思います。
〇〇委員	それでは、今回訪問をするのはこの45件分ですね。
次長	まずは29年分の45件について訪問していただきたいと思います。
会長	この件数は戸数ですか。
事務局	45軒の農家で、農家戸数です。
会長	土日くらいしか訪問できませんよね。
〇〇委員	小矢部市内の方ならいいですが、ぜんぜん違う所かもしれませんよね。
事務局長	県外については想定しておりません。
〇〇委員	農地パトロールのメリットをもう一度お願いします。座談会で言わないといけないので。
〇〇委員	各支店にチラシの配布をして、夏期座談会に間に合いますか。
事務局	例年は8月20日頃ですが、今年は最速で南谷の13日から始まります。それ以外は20日以降のお盆明けからになります。昨年は日程の一覧を8月総会でお渡ししておりましたが、今年は9日に正式な日程が出るということです。
〇〇委員	座談会は各地区の座談会を回らないといけないということですよ。

事務局	できる限り出席していただきたく、お願いします。
次長	メリットにつきましては、固定資産税の評価額が下がるといったことや、農地転用の許可が不要になるといったことかと思えます。
〇〇委員	費用がかかるから放ってあるという人がほとんどだと思います。
〇〇委員	「再生困難な場合で異議が無い場合は、非農地通知、登記申告書等をお渡ししますので、法務局へ行って変更をお願いします。」と書いてありますが、以前、非農地判断をしに2人で見に行き確認をしてきましたが、この文章ですと、異議が無い場合は自分で法務局へ行って登記地目の変更をしてもらえば良いということですか。
次長	以前調査していただいた結果を、ご本人さんに登記申請書と一緒にお渡しして、自分で申請をしていただくということになります。
〇〇委員	本人申請ですね。
〇〇委員	自分で行かないと、ややこしいみたいですね。郵送でもできますよね。
事務局	郵送でも可能ですが、その都度農業委員会に相談していただければよいかと思えます。
〇〇委員	わからないことは農業委員会にお尋ね下さいとしておけばいいですね。
会長	座談会ですが、まず全部出席することは不可能かと思えますので、基本的に、こういうチラシが入っていますよと営農指導員さんに言ってもらうなどの方がいいと思います。私の方からも営農部長に言いますが、また事務局の方からもお願いしていただきたいと思えます。スケジュールは皆さんこれでよろしいでしょうか。
全委員	はい。
会長	では、異議がないようですので、この流れで進めていきたいと思えますので、皆さんよろしくお願いします。今年度は農地パトロールを基本

	<p>的には実施しないと言われましたが、まだ200筆残っていますので、また覚えておいていただきたいと思います。</p>
〇〇委員	<p>対象の45件の農家について、事前にどこか、教えていただけたらと思いますが。</p>
事務局長	<p>事前に一覧を送付いたします。少しよろしいですか。これからのことについてお願いになりますが、これまで続けてきた農地パトロールで、せっかく見つけた非農地をそのままにしておくのはどうかということから始まり、県内いろいろな市町村を調査してきましたが、活動をしている所はあまりなく、小矢部市は他の市町村よりは早く活動に取り組むことになりました。そこで、農地パトロール（利用状況調査）がどのようなものを農家の方にできるだけ知っていただくことが、そもそも耕作放棄地に繋がることへの抑止にもなり、こういった活動をしているということを知っていただく環境を作りたいということがまず1番です。今回はこういったチラシになりましたが、これから活動をしていただき、チラシをこう変えていこう、活動のこういう所を知らせていこう等、反省を踏まえて変えていきたいと思っています。今年初めて、45件を送付することで、思いがけないこともあるかもしれませんが、ぜひ皆さんで取り組んでいただいて、もっとうすればよいという所は改めて、来年度以降の活動につなげていければ良いと思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、次に報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) その他連絡事項
会長	<p>それでは、ただいまの件についてであります。ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>活動記録についてですが、今までは各項目にチェックをして活動実績</p>

	<p>件数という所に丸や三角を書いていましたが、もうここには書かないということですか。</p>
事務局	<p>記入については、チェックをして活動実績件数の所でも、直接各項目の所に三角や丸のどちらでもかまいません。</p>
会長	<p>例えば、同じ日なのに三角が3つになると、1.5になりますよね。今までの書き方が良くないですか。</p>
事務局	<p>小矢部市では、半日か1日かで算定をしております。例えば同じ日に同じ活動内容で三角が3つあっても1.0（1日）となります。4時間以内であれば三角、4時間を超えれば丸を記入してください。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を宇川職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>長時間に亘り、慎重審議ありがとうございました。農地パトロール(利用状況調査)で、皆さんに大変ご苦勞をおかけしておりますが、この後は所有者の方から、できるだけ多くの返事が来ることを期待したいと思っております。9月の総会はもう稲刈りの最中であると思っておりますが、猛暑の中、体に気を付けて頑張ってくださいと思います。本日は大変ご苦勞様でございました。</p>
	<p>— 8月総会終了 —</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和元年 8 月 5 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 1 5 番 西 尾 信 秋

1 7 番 水 上 俊 秀